

2017年6月26日

第1569号(週刊)

春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.st1.jp

社会保険・厚生年金の算定基礎届の提出期限は7月10日(月)です

ご不明な点があれば民商までご相談ください

社会保険に加入している各事業所では、算定基礎届が年金事務所から届いています。このところ、法人事業所への社会保険の加入勧奨にはすさまじいものがあり、ここ数年社会保険への新規加入が相次いでいます。今回初めて算定基礎届を出すという事業所も多いと思いますので、簡単に解説します。

算定基礎届って？

社会保険料は、源泉所得税や雇用保険料と異なり、保険料が毎月の給与額の変動に応じて変動せず、4～6月に支払った給与の総支給額の平均額をもとに算出された標準報酬月額に基づいた保険料を1年間支払うことになっています。算定基礎届は、この標準報酬月額を算定するために1年に1回提出する届出書のことです。

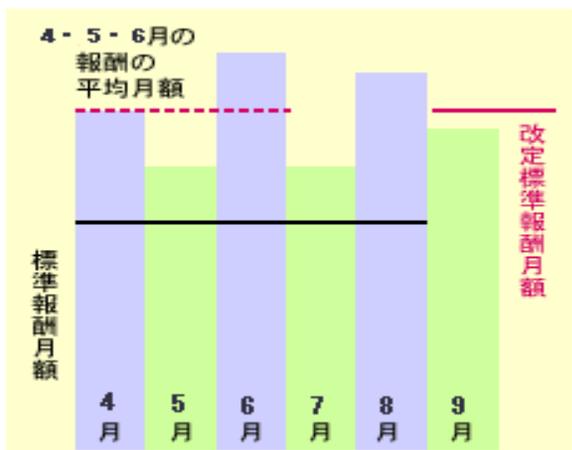
4～6月が繁忙期の場合はどうする？

しかし、毎年4～6月が繁忙期で、標準報酬月額が高額になる事業所の場合は、どうしても保険料が高くなってしまいます。そんな場合は、年間平均の標準報酬月額で保険料を決定することができず(ただし、今年4～6月の標準報酬月額と、前年7月～今年6月までの平均額から算定した標準報酬月額の間に2等級以上の差があることが条件です)。この手続きには申立書と被保険者の同意書が必要となります。

提出期限は7月10日(月)です

算定基礎届の提出期限は、源泉所得税中間納付と同様、7月10日(月)までとなっています。不明な点があればお気軽に民商までお問い合わせください。なお、7月10日(月)は事務局が不在ですのでご注意ください。

標準報酬額決定のしくみ



源泉所得税中間納付実務のご案内

源泉所得税(給料の預り税金)は、1～6月分をまとめて7月10日(月)までに納めることになっています(納期の特例を受けている場合)。納める税額のない方でも納付書に「0」と書いて提出しなければなりません。この実務を下の日程で行います。

<日程> いずれも民商事務所2F

- ① 6月29日(木) 14時～16時
- ② 7月4日(火) 10時～12時
- ③ 7月6日(木) 14時～16時

この日程で都合の悪い方のご連絡ください。

<持ってくるもの>

- ①従業員、専従者、役員などの給与明細
(できれば源泉徴収簿に記入してご持参ください)
- ②納付書(白紙のものと、過納税額があった方は昨年の年末調整で作成した納付書の控え)
(事務所には白紙の納付書がありません。納付書がない方は早めにご連絡ください)
- ③電卓、筆記用具など

今年も好評発売中!
小豆島のそうめん

1.8kg 2,200円



お・こ・と・わ・り

7月10日(月)～11日(火)

は、愛商連事務局員交流会参加のため、事務局は2名とも不在となります。事務所にご用の方はご注意ください。

毎月15日までの会費納入にご協力をお願いします。 会計 山崎孝亀